

平成31年3月26日

| | | | | |
|----------|---|---|---|-----|
| 鹿児島市監査委員 | 中 | 園 | 博 | 揮 |
| 同 | 小 | 迫 | 義 | 仁 |
| 同 | 古 | 江 | 尚 | 子 |
| 同 | 小 | 森 | の | ぶたか |

平成30年度定期監査（学校監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査対象学校名

小学校 宮小学校、坂元台小学校、西陵小学校、西紫原小学校、宇宿小学校、向陽小学校、小山田小学校、犬迫小学校、桜峰小学校、春山小学校、石谷小学校、西谷山小学校、平川小学校、皇徳寺小学校、瀬々串小学校、前之浜小学校、生見小学校

中学校 吉田南中学校、西陵中学校、西紫原中学校、谷山中学校、皇徳寺中学校

高等学校 鹿児島女子高等学校

2 監査の期間

平成31年1月9日から同年3月26日まで

3 監査の着眼点

平成30年度（平成30年11月30日現在）の財務に関する事務等の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼にし、次の項目について監査を行った。

(1) 収入事務

収入金の払込、納入済通知書の保管等の収入事務の状況

(2) 支出事務

予算執行、見積、支出負担行為、履行確認、支出命令書の処理等の支出事務の状況

(3) 物品出納事務

備品台帳、重要物品管理簿、物品出納簿等の整備、備品、物品の保管・管理等の状況

(4) 財産管理

校庭、校舎及び工作物等の管理、財産台帳の整備及び目的外使用許可等の状況

(5) 学校防災

消防用設備等の設置、避難路の確保、防災訓練の実施及び防災に関する手続等の状況

(6) 市職員の勤務処理等

市職員の勤務、休暇及び服務等並びに臨時職員の雇用等の処理状況

(7) その他

4 監査の方法

本監査は、財務に関する事務等の執行について、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査及び学校施設等の実地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

各監査項目ともにおおむね良好に事務処理等がなされていたが、一部不適切な事項については事務処理等の改善を図るよう、また不備のあったものについては遺漏なきよう、関係学校長に直接または教育委員会事務局を通じて指導した。

各項目ごとの監査結果は、次のとおりであった。

(1) 収入事務

鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例により、使用料は前納しなければならないと規定されているが、前納されていない事例があった。

(2) 支出事務

見積書の記入事項に不適切なものや、扶助費の支給手続きに不備があった。

(3) 物品出納事務

薬品の管理において、保管に不適切なものや、台帳の記載に不備があった。

(4) 財産管理及び学校防災

施設の維持管理等において、安全管理や防災面に注意すべき点及び改善を要する点などや、目的外使用許可の手続などに不備があるものがみられた。

(5) 市職員の勤務処理等

外勤等における事務処理に不適切なものがあった。

[意見]

・空調設備については、学習環境を整えるという観点から、適宜な修繕や計画的な更新に努められたい。

- ・余裕教室をP T Aの活動や図書室等に使用するについては、行政財産の目的外使用許可も含めて、その使用関係を整理されたい。
- ・使用されない備品（旧型のパソコン等）については、適切に処分等をされたい。
- ・廊下天井等の照明器具が古くなっているものについては、L E D照明への交換を検討されたい。